

みんながつながり・支え合う **概要版** 生きがいあふれる福祉のまち かごしま

第5期鹿児島市地域福祉計画

令和4(2022)年度~令和8(2026)年度









はじめに

本市では、平成16年に「鹿児島市地域福祉計画」を策定し、地域住民がお互いに支え合い、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられるまちづくりを進めてまいりました。

一方、人口減少や少子高齢化の進行等により、地域福祉を支える担い手が減少してきているほか、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化してきております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人やまちの交流が大きな制約を受け、 さまざまな関係性が希薄になる中、人とのつながりや地域の支え合いの重要性は、ますま す高まっています。

このような中、国においては、子どもや高齢者、障害者を含む全ての人々が、それぞれ 役割を持ちながら支え合い、地域、暮らし、生きがいを共に創っていく「地域共生社会」 の実現に向けた取組が進められており、こうした社会情勢の変化や国の動向等も踏まえ、 本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「第5期鹿児島市地域福祉を計画」を策定いたしました。

本計画は、高齢・介護、障害、児童など、多岐にわたる福祉の各分野における個別計画 の上位計画として位置づけられるとともに、地域福祉と関連のある「成年後見制度利用促 進計画」及び「再犯防止推進計画」も盛り込まれるなど、分野横断的な施策展開の礎とな るものです。

今後、本計画の基本理念である「みんながつながり・支え合う 生きがいあふれる福祉 のまち かごしま」の実現に向けて、地域の関係団体や関係機関等と連携しながら、地域 住民が主役の支え合う地域づくりを着実に推進してまいりますので、皆様方のご理解とご 協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメント手続を通じてご 意見やご協力をいただきました市民及び市議会の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきま した鹿児島市地域福祉計画推進委員会及び地区福祉推進会議の皆様など、関係各位に心よ り感謝申し上げます。

令和4年3月

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- ・人□減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりなど、 地域福祉を取り巻く環境が変化する中、地域福祉を支える担い手が減少し、人と人とのつながりが希薄化する など、地域で支え合う力が低下してきているほか、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱え る生きづらさやリスクが複雑化・複合化(8050問題、ダブルケア、社会的孤立など)してきています。
- 近年、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を推進しています。
- このようなことを踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進する ための指針となる「第5期鹿児島市地域福祉計画」を策定します。

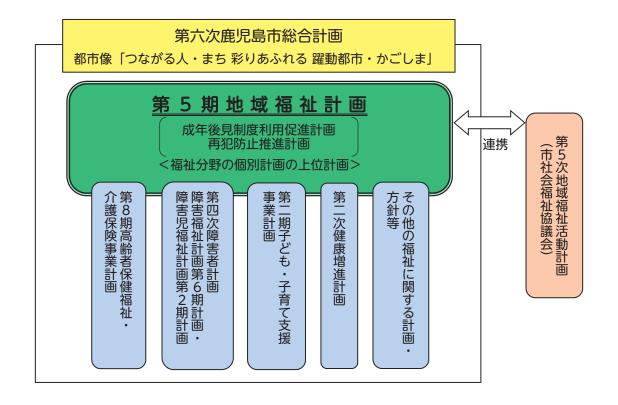
2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

- ・ 社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」を本計画に盛り込みます。

(2) 他計画との関連

- 「第六次鹿児島市総合計画」に即した計画とします。
- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する福祉分野の個別計画の上位計画として位置づけます。
- 市社会福祉協議会の「第5次鹿児島市地域福祉活動計画」と基本理念を共有します。



(3) SDGsとの関連

・本計画においても、SDGsのゴールの達成に向け、本市の地域福祉を推進していきます。

<本計画と特に関連があるゴール>



3 計画期間

• 令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 国の動向

(1) 社会福祉法

・ 平成30 (2018) 年4月の社会福祉法改正では、市町村地域福祉計画を高齢・介護、障害、児童、その他福祉の各分野の個別計画の上位計画として位置づけることとされたほか、「地域共生社会」の実現に向け、市町村において、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題を包括的に受け止め、支援していく体制(包括的な支援体制)を整備するよう努めることとされました。

(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律

• 平成28 (2016) 年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村は、国の計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

(3) 再犯の防止等の推進に関する法律

・ 平成28 (2016) 年12月、再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、市町村は、国の計画を勘案して、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

2 本市の現状とこれまでの取組

(1) 各種統計

- 本市の人口は今後も減少し、高齢化が進行する見込みです。
- 扶助費(生活保護費、子育て支援等の福祉や医療に係る費用)は今後も増加する見込みです。
- 要支援・要介護認定者数や認知症高齢者数、障害者手帳所持者数、児童虐待相談件数は増加傾向にあるほか、 生活保護受給世帯数は横ばいに推移しているが、保護率は国や県よりも高くなっています。また、町内会加 入率は減少傾向にあります。

(2) 第4期計画における取組

• 「みんなでしあわせ みんながしあわせ 支えあうまち かごしま」という目標を掲げ、3つの基本理念 「地域住民の自立と福祉サービスの充実による地域の福祉力の向上」、「人と人がつながり温もりに満ちた地 域社会づくり」、「地域で築く協働と連携のまちづくり」に基づき、4つの基本目標「福祉サービスの充実と 利用促進」、「地域による福祉活動の推進」、「地域における福祉と関連分野との連携」、「地域におけるバリアフリーの推進」を設定し、各種施策に取り組んできました。

3 今後の課題

(1) 地域福祉を支える担い手の減少

• 地域住民が主役の支え合う地域づくりを推進していくためには、地域の福祉活動を支える担い手の育成や幅 広い世代の地域住民が気軽に地域の福祉活動に参加できるような環境づくりを進めることが必要です。

(2) 地域の関係団体のさらなる連携強化

地域の福祉活動をより効果的に展開していくためには、校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会など 地域の関係団体が緊密に連携を図っていくことが必要です。

(3) 複雑化・複合化した課題への対応

• 複雑化・複合化した課題を早期に発見し、適切に支援していくためには、地域福祉ネットワークのさらなる 推進を図るほか、関係機関等の円滑な連携が必要です。

(4) 福祉に関する情報提供の充実

• 年齢や家族構成、障害の有無等に関わらず、誰もが必要な情報(地域の福祉活動や各種福祉サービスに関する情報)を得ることができるような取組を進めることが必要です。

(5) 感染症リスクへの対応

・感染症予防のための「新しい生活様式」を踏まえながら、地域の福祉活動の推進を図っていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- 「地域共生社会」の実現に向けて、本市の地域福祉を一層推進していくためには、地域住民や地域の関係団体、 関係機関、行政などの「みんな」がつながり、お互いに支え合いながら、市民一人ひとりが、生きがいを持っ て自分らしく生活できる地域づくりを進めていくことが必要です。
- このようなことを踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めることとします。

みんながつながり・支え合う 生きがいあふれる福祉のまち かごしま

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次のとおり3つの基本目標を掲げ、本計画の推進を図っていきます。

【基本目標 I 】地域住民が主役の福祉活動の推進

地域福祉を支える担い手の確保に努めるとともに、ボランティア活動や住民同士の幅広い交流の推進、福祉活動の情報提供の充実を図るなど、地域の関係団体が緊密に連携しながら、地域住民が主役の福祉活動を推進していきます。

【基本目標Ⅱ】相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実

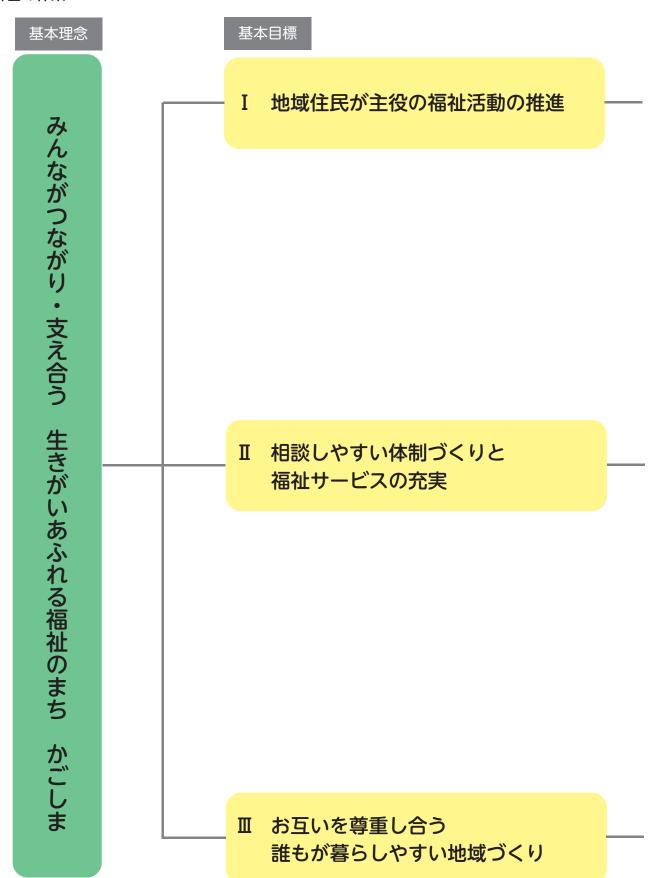
地域の関係団体や関係機関と連携を図りながら、包括的な支援体制の推進を図るほか、多様な福祉サービスの利用促進や情報提供のさらなる充実を図るとともに、孤立させない取組を行うなど、相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実に取り組みます。

【基本目標Ⅲ】お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり

一人ひとりの人権や多様性を尊重し、差別や虐待、暴力の防止に取り組むとともに、誰もが暮らしやすい 生活環境を整備するなど、お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくりを推進していきます。

第4章 施策の展開

1 計画の体系



取組の方向

- 多様な主体が参画する 福祉活動の推進
- 支え合いの心を育む ボランティア活動の推進
- 3 住民同士が出会い・つながる プラットフォームづくり
- みんなで支え合う 4 安心安全な地域づくり
- 誰もが相談しやすい 包括的な支援体制の推進
- 2 多様な福祉サービスの充実と 利用促進

- 3 孤立させない相談支援体制 づくり
- 人権の尊重と 差別・虐待・暴力の防止
- 2 誰もが暮らしやすい 生活環境の整備

施策の展開

- (1) 地域福祉を支える担い手の発掘・育成
- (2) 福祉活動の充実
- (3) 地域の関係団体の連携・交流
- (4) 福祉活動の積極的な情報発信
- (1) 地域福祉に関する意識の高揚
- (2) ボランティア活動への参加促進
- (3) ボランティア活動に対する支援
- (1) 地域福祉館等の利用促進と拠点づくり への支援
- (2) 世代や分野を超えた幅広い交流の推進
- (3) 学びを通じた交流の推進
- (1) 防災対策の充実
- (2) 交通安全・防犯対策等の充実
- (3) 高齢者や障害者のための緊急システム の充実
- (1) 地域福祉ネットワークによる相談支援 体制の充実
- (2) 多機関協働による相談支援体制の充実
- (1) 高齢者福祉・介護保険サービスの利用 促進
- (2) 障害者福祉サービスの利用促進
- (3) 成年後見制度の利用促進
- (4) 子ども・子育て支援サービスの利用 促進
- (5) 生活困窮者の自立支援
- (6) 介護や世話を行う家族等に対する支援
- (7) 健康づくりの支援
- (8) 福祉サービスの情報発信の充実 (9) 福祉サービス提供者等の育成・確保
- (10)まちづくり、産業、環境、教育分野等 との連携
- (1) 高齢者や障害者等に対する自立支援
- (2) 永住帰国した中国残留邦人等に対する 自立支援
- (3) ホームレスに対する自立支援
- (4) 犯罪や非行をした人に対する社会復帰 支援
- (5) ひきこもりに対する支援
- (1) 一人ひとりの人権の尊重
- (2) 差別・虐待・暴力の防止
- (1) 住宅や公共施設等のバリアフリー化
- (2) 道路のバリアフリー化
- (3) 交通機関のバリアフリー化
- (4) 高齢者や障害者等に対する移動手段の 確保

2 施策の展開

【基本目標 I 】地域住民が主役の福祉活動の推進

地域福祉を支える担い手の確保に努めるとともに、ボランティア活動や住民同士の幅広い交流の推進、福祉活動の情報提供の充実を図るなど、地域の関係団体が緊密に連携しながら、地域住民が主役の福祉活動を推進していきます。

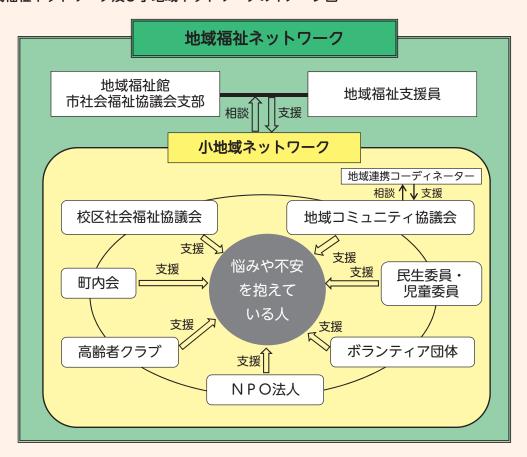
<主な施策の展開>

●福祉活動の充実

校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会、民生委員・児童委員、町内会、高齢者クラブ、市民活動団体などの活動を支援するとともに、地域福祉館等や地域福祉支援員は、これらの活動に対して、助言や情報提供等を行い、小地域ネットワークにおける福祉活動の充実を図ります。

また、地域住民にとって最も身近なコミュニティ組織である町内会への加入を促進します。

■地域福祉ネットワーク及び小地域ネットワークのイメージ図



・小地域ネットワーク

校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会、町内会、民生委員・児童委員等が連携を図りながら、日常生活圏域において、さまざまな福祉活動を行うほか、悩みや不安を抱えている人に対して支援を行う仕組み。

・地域福祉ネットワーク

地域福祉館等や地域福祉支援員が、小地域ネットワークにおける福祉活動の充実を図るため、福祉活動に対する助言や情報提供、地域の団体の連携促進や交流の場の提供、福祉に関する相談への対応などの支援を行う仕組み。

●ボランティア活動への参加促進

ボランティアやサポーター養成講座を開催するほか、ボランティア活動への理解促進や入門講座等の開催、活動の担い手となる個人・団体の登録の推進などに取り組むボランティアセンターへの支援を通じて、ボランティア活動への参加を促進します。

●世代や分野を超えた幅広い交流の推進

高齢者同士の交流や高齢者と子どもとの交流、スポーツを通じた障害者交流を促進するほか、すこやか子育て交流館などにおいて、親子が気軽に集い、相互に交流する場を提供するとともに、地域の子育でサロンを支援するなど、世代や分野を超えた幅広い交流を推進します。

●防災対策の充実

地域の関係団体が行う見守り活動や支え合いマップ作成の支援、自主防災組織が行う防災訓練等の活動促進など、地域の防災対策の充実に努めます。

【基本目標Ⅱ】相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実

地域の関係団体や関係機関と連携を図りながら、包括的な支援体制の推進を図るほか、多様な福祉 サービスの利用促進や情報提供のさらなる充実を図るとともに、孤立させない取組を行うなど、相談 しやすい体制づくりと福祉サービスの充実に取り組みます。

<主な施策の展開>

●多機関協働による相談支援体制の充実

8050問題やダブルケア、社会的孤立など、地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応していくため、包括的に相談を受け止める体制の充実に努めるとともに、高齢・介護や障害、子ども、生活困窮など各福祉分野の相談支援機関の連携強化を図ります。

●福祉サービスの情報発信の充実

多様な福祉サービスや福祉に関連する情報を、市民一人ひとりにタイムリーでわかりやすく提供するため、 各種冊子・リーフレットをはじめ、広報紙「市民のひろば」やホームページ、SNSなどを効果的に活用し て情報発信に努めるとともに、手話通訳のほか、点字や音声による情報提供を行います。

●ひきこもりに対する支援

生活・就労支援センターかごしまにおいて、生活相談や就労に関する相談にワンストップで対応するほか、 精神保健福祉相談員による相談支援を行うなど、関係機関等と連携を図りながら、ひきこもり状態となった 方やその家族に対する支援の充実に努めます。

【基本目標Ⅲ】お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり

一人ひとりの人権や多様性を尊重し、差別や虐待、暴力の防止に取り組むとともに、誰もが暮らしや すい生活環境を整備するなど、お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくりを推進していきます。

<主な施策の展開>

●一人ひとりの人権の尊重

学校や家庭・地域社会など、あらゆる場や機会を捉え、人権教育や人権啓発を推進し、性別や年齢、国籍等 に関わりなく、一人ひとりの人権や多様性を尊重し合う地域づくりに努めます。

●住宅や公共施設等のバリアフリー化

住宅や集会所のバリアフリー化を支援するほか、公共施設等のバリアフリー化を進めます。

第5章 成年後見制度利用促進計画

- 成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった人の生活や権利を守り、 地域で自分らしく安心して暮らせるように支援する制度です。
- 本章を成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく計画として位置づけ、関係機関等と連携を図りながら、 成年後見制度の利用促進を図ることとします。

<主な取組>

- (1) 成年後見制度の地域連携ネットワークの構築等
 - ① 地域連携ネットワークの構築
 - ② 体制の整備
 - ③ 「チーム」による対応
 - ④ 市民後見人の育成及び担い手の確保
- (2) メリットを実感できる制度運用
 - ① 支援が必要な人の早期発見と把握・早期対応
 - ② 本人の意思決定支援及び身上保護と財産管理
 - ③ 成年後見制度と他のサービスとの連携
 - ④ 成年後見制度利用支援
- (3) 制度理解と不正防止の仕組み
 - ① 制度の理解と利用促進
 - ② 不正防止につながる仕組み

第6章 再犯防止推進計画

- 犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がないことなどから、社会復帰に向けた支援を十分に受けられずに、地域で孤立し、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。
- 再犯を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、犯罪や非行をした人を孤立させずに、 社会復帰を支援していくことが必要です。
- 本章を再犯の防止等の推進に関する法律に基づく計画として位置づけ、県再犯防止推進計画に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、犯罪や非行をした人の社会復帰に関する施策の推進を図ることとします。

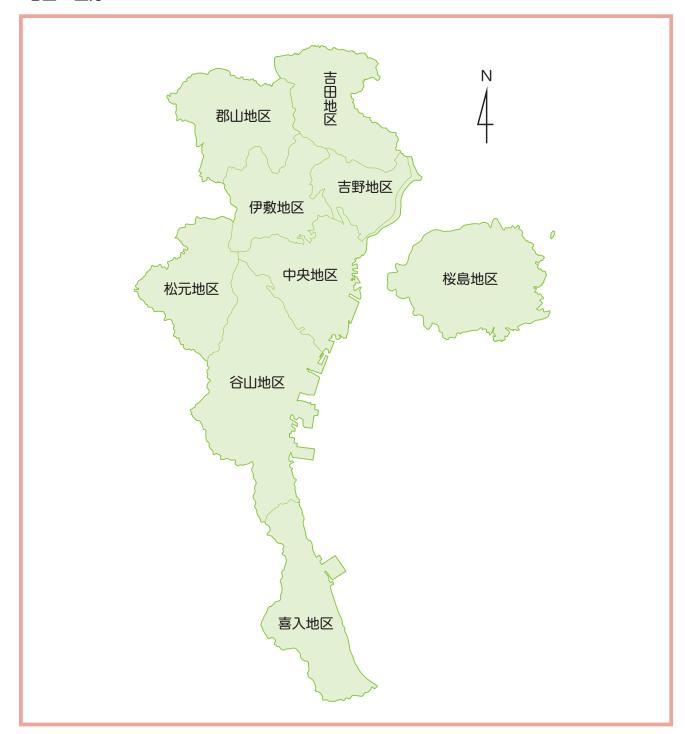
<主な取組>

- (1) 国・県・民間団体等との連携強化
- (2) 就労・住居の確保のための取組
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
- (4) 非行の防止と、学習支援等の実施のための取組
- (5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

第7章 地区福祉計画

- 行政所管区域を基本に市域を、「中央地区」、「谷山地区」、「伊敷地区」、「吉野地区」、「吉田地区」、「桜島地区」、「喜入地区」、「松元地区」、「郡山地区」の9地区に区分し、基本理念や基本目標の実現に向けて、地区ごとの特色や課題を踏まえながら、各取組方針に基づき、地域福祉を推進していくものです。
- 地区福祉計画の取組を進めるにあたっては、校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会、町内会、地区民 生委員児童委員協議会、高齢者クラブ、ボランティア団体、NPO法人など、地域の関係団体が緊密に連携を 図りながら、地域が一体となって取り組むことが重要です。
- 地域福祉館等や地域福祉支援員は、地域の関係団体に対して、福祉活動に関する助言や情報提供を行うなど、 地区福祉計画の取組を一層推進します。

<地区の区分>



<地区の取組方針一覧>

地区	組力 町一見 /
	① 地域福祉を支える担い手の確保と支え合う地域づくり ② 高齢者の生きがいづくりとひとり暮らし高齢者や認知症高齢者に対する支援 ③ 子育て支援の充実と児童虐待防止
中央	④ 障害者への支援の充実⑤ 安心安全な地域づくり⑥ ひきこもりや生活困窮者への支援
谷山	 ① 世帯の状況に応じた子育で支援やサポート環境の構築 ② 地域住民の交流促進や情報共有の強化 ③ 福祉活動に携わる人材の掘り起こしと活動の支援 ④ 安心して暮らせる地域づくりのための協力体制の構築 ⑤ 障害者を支える人材の確保とネットワークの構築 ⑥ 高齢者を見守る体制づくりや社会参加の促進
伊敷	① 地域住民同士の交流促進と地域のつながりの強化② 地域の課題や情報の共有と福祉関連情報の発信③ 支援を必要とする住民を関係団体や地域全体で支える体制づくり④ ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等への支援⑤ 福祉活動を推進する人材の確保と育成⑥ 安心安全な地域づくり
吉野	① 地域活動への理解と担い手の育成② 連携した相談対応とわかりやすい支援情報の提供③ 安心安全な地域づくり④ 子育て支援の充実と児童虐待防止⑤ 高齢者の生きがいづくりと介護予防⑥ 障害者等への支援と交流促進
吉田	① 地域福祉を支える担い手の確保と支え合う地域づくり② 高齢者の生きがいづくりや認知症等に対する支援③ 子育て支援の充実④ ひきこもりや生活困窮者への支援⑤ 安心安全な地域づくり⑥ 効果的な情報発信
桜島	① 安心安全な地域づくり② 福祉活動に携わる人材確保と地域や世代間の交流を通じて共に助け合う心の醸成③ 見守り体制の充実による高齢者等の孤立を防ぐための環境づくり④ 子育て支援の充実と児童虐待防止⑤ ひきこもりや生活困窮者等への支援⑥ 施設の有効活用と福祉情報の提供
喜入	① 地域のつながりの強化② 高齢者や障害者に対する見守り活動の推進③ 健康づくりや元気づくりの推進④ 安心安全な地域づくり⑤ 子育て支援と子どもの安全な環境づくり⑥ 既存施設の有効活用
松元	① 地域内交流と世代間交流の促進による担い手の掘り起こしや育成② 福祉に関する情報発信の充実③ 安心安全な地域づくり④ 高齢者や障害者の生活支援や健康づくり⑤ 子育て支援の充実⑥ ひきこもりや生活困窮者等への支援
郡山	① 援助の必要な世帯の把握と支援② 子育て支援の充実③ 女性の意見を福祉活動に取り込む体制づくり④ 福祉活動を行う人材の掘り起こしと育成⑤ 地域住民への効率的な福祉情報の発信⑥ 支援体制の連携と情報提供

※計画の内容は、地区ごとに設置された地区福祉推進会議において検討が行われたもので、地区ごとに特色ある表現で記載しています。

第8章 計画の推進にあたって

1 目標指標

指標	現 況 (令和3年度)	目 標 (令和8年度)
「福祉が充実し、お互いに支え合う暮らしやすいまちである」と 感じる市民の割合	28.9%	34.0%
過去1年間に福祉活動やボランティア活動に参加したことがある 市民の割合	19.3%	24.0%

2 計画の推進体制と進行管理

(1) 地域福祉計画推進委員会

・本計画に基づく施策や事業の取組状況を把握し、本計画の進捗状況の総合的な評価を行うほか、本計画推進 のための方策の検討などを行います。

(2) 地域福祉計画地区福祉推進会議

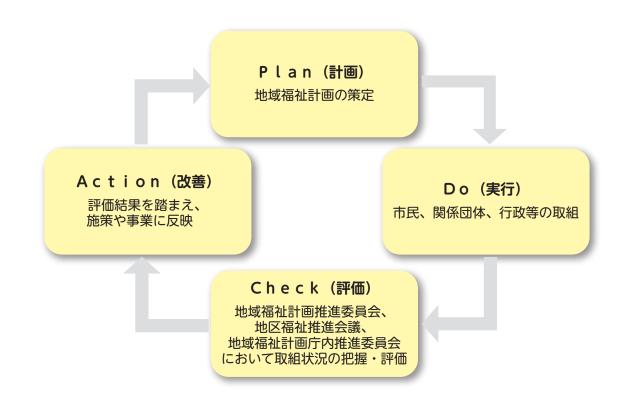
・各地区の取組状況の把握と評価を行うほか、地区福祉計画推進のための方策の検討などを行います。

(3) 地域福祉計画庁内推進委員会

・本計画に基づく事業の取組状況の把握と評価を行うほか、具体的施策や事業の検討などを行います。

(4) その他

- ・成年後見制度利用促進計画及び再犯防止推進計画については、別途、関係者間で取組状況を確認し、適宜、 地域福祉計画推進委員会に報告します。
- ・本計画と市社会福祉協議会の「第5次鹿児島市地域福祉活動計画」は、基本理念を共有していることから、 両計画の進捗状況について、相互に情報共有を図りながら推進していきます。



あなたとわくわく



マグマシティ

鹿児島市

マグマ、それは、桜島が宿すエネルギー。 それは、大らかであたたかく、時に熱い人々の心。 そして、人と人とが紡ぎだす、未来への力。

ここは、みんなの思いをあわせ、 夢へと向かっていける「マグマシティ」。

もっとつながりたくなる、夢をかなえたくなる、ここで暮らしたくなる……。 わくわくする明日を、あなたと。









第5期鹿児島市地域福祉計画(概要版)

発行日:令和4年6月 発行:鹿児島市

編集: 鹿児島市(健康福祉局 福祉部 地域福祉課)

〒 892-8677 鹿児島市山下町 11番1号

TEL 099-216-1245 FAX 099-223-3413

